

別表第 1

1 間接補助事業の区分	2 間接補助事業の内容	3 間接補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
<p>サプライチェーン改革・生産拠点の国内投資も踏まえた脱炭素社会への転換支援事業</p>	<p>①令和 2 年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の対象となる施設（これに準ずる施設を含む。）に対して、オンサイト PPA モデルにより自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業</p> <p>※補助金額の 5 分の 4 以上が、サービス料金の低減等により、需要家に還元されるものであること</p>	<p>事業を行うために必要な設備費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第 2 に定めるものとする。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備定額(6 万円/kW) 及び 設置工事費相当額定額(10 万円) を合算した額</li> <li>・蓄電池（産業用）定額(3 万円/kW) 及び 設置工事費相当額定額(10 万円) を合算した額</li> </ul>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第 3 欄に掲げる間接補助対象経費と第 4 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が 1 億 2 千万円を超えた場合は、1 億 2 千万円を交付額とする。</p>

	<p>②令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たす施設（これに準ずる施設を含む。）において、当該施設の設置者が、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業</p>	<p>事業を行うために必要な設備費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備定額(5万円/kW)及び 設置工事費相当額定額(10万円)を合算した額</li> <li>・蓄電池（産業用）定額(3万円/kW)及び 設置工事費相当額定額(10万円)を合算した額</li> </ul>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1億2千万円を超えた場合は、1億2千万円を交付額とする。</p>
--	--	--	---	---

<p>③令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たす施設（これに準ずる施設を含む。）に対して、ファイナンスリースにより、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業</p> <p>※補助金相当分がリース料金から控除されるものであること</p>	<p>事業を行うために必要な設備費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備定額(5万円/kW)及び 設置工事費相当額定額(10万円)を合算した額</li> <li>・蓄電池（産業用）定額(3万円/kW)及び 設置工事費相当額定額(10万円)を合算した額</li> </ul>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1億2千万円を超えた場合は、1億2千万円を交付額とする。</p>
--	--	---	---

	<p>④令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たさない施設又は住宅に対して、オンサイトPPAモデルにより、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業</p> <p>※補助金額の5分の4以上が、サービス料金の低減等により、需要家に還元されるものであること</p>	<p>事業を行うために必要な設備費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	<p>・太陽光発電設備定額(5万円/kW)及び 設置工事費相当額定額(10万円)を合算した額</p> <p>・蓄電池（産業用）定額(3万円/kW)及び 設置工事費相当額定額(10万円)を合算した額 又は ・蓄電池（住宅用）※ 定額(2万円/kWh)及び 設置工事費相当額定額(10万円)を合算した額</p> <p>※住宅用： 4,800Ah・セル未満かつ蓄電容量 kWh/定格出力 kW=2.0以上。以下、同じ。</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1億2千万円を超えた場合は、1億2千万円を交付額とする。</p>
--	---	--	--	---

<p>⑤令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たさない施設又は住宅（戸建て住宅、公共施設等を除く。）において、当該施設の設置者が、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業</p>	<p>事業を行うために必要な設備費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	<p>・太陽光発電設備定額(4万円/kW)及び 設置工事費相当額定額(10万円)を合算した額</p> <p>・蓄電池（産業用）定額(3万円/kW)及び 設置工事費相当額定額(10万円)を合算した額 又は ・蓄電池（住宅用）定額(2万円/kWh)及び 設置工事費相当額定額(10万円)を合算した額</p>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1億2千万円を超えた場合は、1億2千万円を交付額とする。</p>
---	--	---	---

<p>⑥令和2年度補正予算サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（経済産業省）の交付の要件を満たさない施設又は住宅（戸建て住宅、公共施設等を除く。）に対して、ファイナンスリースにより、停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備、蓄電池等の導入を行う事業</p> <p>※補助金相当分がリース料金から控除されるものであること</p>	<p>事業を行うために必要な設備費、工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費）、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で補助事業者が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備定額(4万円/kW)及び 設置工事費相当額定額(10万円)を合算した額</li> <li>・蓄電池（産業用）定額(3万円/kW)及び 設置工事費相当額定額(10万円)を合算した額</li> <li>又は</li> <li>・蓄電池（住宅用）定額(2万円/kWh)及び 設置工事費相当額定額(10万円)を合算した額</li> </ul>	<p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第3欄に掲げる間接補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1億2千万円を超えた場合は、1億2千万円を交付額とする。</p>
---	--	--	---